

議案第 67 号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

平成25年6月 日
条例第 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

（延滞金の割合等の特例）

- 6 当分の間、第7条中に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
（延滞金に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに行われた延滞金の割合等の特例に係る附則第6項の規定は、なお従前の例による。

多可町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>○多可町介護保険条例 平成17年11月 1 日条例第137号</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p>附 則 第 1 項～第 5 項 略</p> <p><u>(延滞金の割合等の特例)</u></p> <p>第 6 項 第 7 条中に規定する延滞金の7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第89号）第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> | <p>○多可町介護保険条例 平成17年11月 1 日条例第137号</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p>附 則 第 1 項～第 5 項 略</p> <p><u>(延滞金の割合等の特例)</u></p> <p>第 6 項 当分の間、第 7 条中に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> |